

(平成27年3月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人のAにおける船員保険被保険者資格の取得日は昭和48年4月2日、同喪失日は同年5月21日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年から42年まで  
② 昭和48年4月から同年5月頃まで  
③ 昭和48年頃から54年まで  
④ 昭和50年から51年まで  
⑤ 昭和52年から53年まで

申立期間①は、B町のCが所有するD丸に乗り組み、さけます漁に従事していた。

申立期間②は、E市のAが所有するF丸に乗り組み、かに漁に従事していた。

申立期間③は、G町のH社が所有するI丸に乗り組み、かに漁及びほたて漁に従事していた。

申立期間④は、J町のKが所有するL丸に乗り組み、さけ漁に従事していた。

申立期間⑤は、M町のNが所有するO丸に乗り組み、さけます漁に従事していた。

年金記録によると、各申立期間の船員保険の加入記録が確認できない。

各申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、Aに係る船舶所有者別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により、申立人の旧姓と同姓同名で、

生年月日の一部が相違する基礎年金番号に未統合の被保険者記録(資格取得日は昭和48年4月2日、同喪失日は同年5月21日)が確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、船舶の名称について、「F丸」と記載されていることが確認できるほか、同名簿により、申立期間②において、船員保険被保険者であったことが確認できる者のうち、申立人を記憶している複数の同僚は、「当時、申立人と一緒に乗船していた。申立人と同姓の者はほかにいなかった。」と回答している上、このうち、Aに係る船員保険被保険者資格取得日が昭和48年4月2日、同喪失日が同年5月30日である同僚は、「申立人が乗船していた期間は、私と同じぐらいであった。」と述べていることから判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の船員保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について昭和48年4月2日に船員保険被保険者資格を取得し、同年5月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する被保険者名簿の申立人の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、Cに係る被保険者名簿によると、船員保険の適用年月日について、昭和51年4月1日と記載されていることが確認できることから、同人が所有する船舶は、申立期間①当時、船員保険の適用船舶でなかった状況がうかがえる。

また、上記の船舶所有者に照会したが、回答を得られない上、B漁業協同組合は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の船員保険の適用については分からない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4人について、いずれも死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立内容を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録、G漁業協同組合の回答及び申立人の申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、H社が所有するI丸に乗船していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が船舶所有者であったとする者の家族は、「当時の資料は保管していない。また、当時の事務担当者に確認したところ、H社は船員保険に加入したことが無いと言っていた。」と回答している。

また、G漁業協同組合は、「H社が所有していたI丸は、船員保険の適用船舶に該当しておらず、乗組員は船員保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、当時の同僚3人の名前を挙げているが、いずれも姓の

みの記憶であり、個人を特定することができないことから、申立人の申立内容を裏付ける回答を得ることができない。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間③のうち昭和50年1月から52年9月までの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、Kは、「申立人のことは覚えていない。当時、L丸という船で定置網漁を行っていたが、船員保険の適用船舶に該当しないため、同保険に加入しておらず、乗組員の給与から同保険料を控除したことはない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したが、回答を得られないことから、申立人の申立期間④に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、Nが所有するO丸に乗船していたと主張している。

しかし、日本年金機構P事務センターは、Nを船舶所有者とする船舶の船員保険の適用は確認できない旨回答している上、オンライン記録において、同人を特定することができない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を挙げているが、当該同僚は連絡先が不明であることから、申立人の申立内容を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間⑤に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、③、④及び⑤に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和55年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月25日から同年6月2日まで  
昭和48年3月26日にA社に入社し、継続して勤務しているが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間は、A社本社から同社C支店に異動になった時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出されたB社が作成した申立人に係る在職証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和55年6月2日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和55年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、当時の資料が保存されていないことから不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から28年11月1日まで  
昭和24年2月1日から29年4月27日まで、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、28年11月1日になっている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫及びその母から、申立期間当時、夫が、A社に勤務していたと聞いていた。」と主張し、当該事業所の創業から50周年を記念して作成された時計の裏面の写し等、複数の資料を提出しているものの、これらの資料からは、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することはできない。

また、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、当時の事業主は死亡している上、現在の事業主(当時の事業主の孫)は、「申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無く、当時の状況を知っている者もない。また、当社が厚生年金保険の適用事業所になる前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かも分からない。」と回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様に、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が7人(当時

の事業主を含む。) 確認できるものの、いずれも死亡しているか、又は生存及び所在が不明であることから、申立人の申立内容を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 5074

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月頃から23年7月13日まで

A社(現在は、B社)C鉱業所に勤務していた期間のうち、炭務課に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料計算書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

i) 申立人は、勤務先における申立期間前後の状況について具体的に述べていること、ii) 申立人から提出された平成3年度C会員名簿に申立人の名前が確認できること、iii) 申立人と同職種の同僚の回答から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間中においてA社C鉱業所に勤務し、選炭業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「当社は、申立期間当時、C鉱業所を運営していたが、資料が保存されておらず、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚27人(申立人が名前を挙げた同僚13人のうち生存及び所在が確認できた3人を含む。)に照会し、12人から回答が得られたところ、そのうち唯一申立人を記憶していた同僚は、「申立人が選炭所で勤務していた記憶はある。しかし、申立人とは組が別で会社に入りの際に顔を合わせる程度であったので、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等の詳

細については分からない。」と回答しており、申立人の申立ての事実を裏付ける証言を得ることができなかった。

さらに、前述の回答が得られた同僚の中には、自身が記憶する勤務期間より厚生年金保険の加入期間が短い者が複数人確認できる上、申立人と同様に同保険の被保険者資格を一旦喪失している類似職種の同僚は、自身の記憶する勤務再開時から1年7か月後に同資格を再取得していることから判断すると、申立期間当時、当該事業所は、従業員について一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和22年3月4日に一旦厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、23年7月13日に同被保険者資格を再取得しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない上、当該被保険者名簿が訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。